

令和4年度堺市職員採用選考案内 ＜医師（公衆衛生）＞

令和4年7月

1 募集内容

採用予定人数 若干名
採用予定日 令和5年4月1日
(なお、状況に応じて令和5年3月31日までに採用する場合があります。)
職務内容 公衆衛生医師(医療政策・健康増進・乳幼児健診・予防接種を含む)
勤務先 健康部・保健所・保健センター

2 応募資格

次の①、②のすべての応募資格を満たす人

①	昭和33年4月2日以降に生まれた人
②	医師法による医師免許を有する人 ただし、平成16年4月1日以降に医師免許を申請し、取得した人にあつては、医師法第16条の2に規定する臨床研修を修了した人、又は採用時まで修了する見込みの人。

◆地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる人を含む。)は受験できません。

地方公務員法第16条(抜粋)
(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
(2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
(3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人
(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

◆国籍は問いません。

ただし、日本国籍を有しない人で、在留資格において就労等が制限されている人は採用されません。

3 選考方法

書類選考(職務経歴など)、個別面接

4 選考の流れ

- ① 応募書類を提出(持参または郵送)してください。受付は、令和5年1月31日まで随時行っています。持参の場合は、健康医療政策課で、開庁日(平日)午前9時から午後5時30分までの受付となります。なお、欠員が補充された場合は、受付を締め切ることがあります。

- ② 電話又は電子メールにて面接日時、場所等を連絡します。
- ③ 郵送にて合否結果を通知します(面接日より1か月以内)。
- ④ 選考合格者は、令和5年4月1日以降に随時採用します。
 なお、欠員状況に応じて、それ以前に採用することがあります。また、選考合格者が、採用予定日までの間において、応募資格を満たさなくなった場合には合格を取り消します。

5 勤務条件・給与等(令和4年4月現在。人事給与制度の改正により変わることがあります。)

勤務時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分(休憩45分)
 ※配属先により異なる場合があります。

給与等 初任給は、学歴や医師経験年数等を勘案し、決定します。その他、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

(参考) 課長の場合(勤務成績が標準の場合)

医師経験年数	給与月額 (地域手当、初任給調整手当、管理職手当含む)	給与年額※ (地域手当、初任給調整手当、管理職手当、期末・勤勉手当含む)
15年	938,000 円程度	13,800 千円程度
20年	991,000 円程度	14,700 千円程度
25年	1,010,000 円程度	15,100 千円程度

※初年度の給与年額は、表中の金額と異なります。

昇任 勤務実績、経験年数等を考慮し決定します。

休日等 土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

休暇 年次有給休暇1年度20日、特別休暇(夏季、結婚、産前産後、子の看護、介護等)などがあります。

福利厚生 厚生年金・健康保険(共済組合)、職員厚生会、公務災害補償制度、各種健康診断等

定年 定年(65歳)に達した日以後における最初の3月31日に退職となります。

6 注意事項

外国籍の方が受験を希望される場合は、次の事項を確認してください。

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員については、日本国籍を必要とするという「公務員に関する基本原理」に基づき、堺市では、日本国籍を有しない職員は次のような職及び事務に就くことができません。

- i) 公権力の行使にあたる事務を担当する職
 - ・市民の権利又は自由を一方的に制限する内容を含む事務
 - ・市民に対して義務又は負担を一方的に課する内容を含む事務
 - ・市民に対して強制力を持って執行する内容を含む事務
 - ・その他公権力の行使に該当する事務
- ii) 公の意思の形成への参画に携わる職
 - ・専決権限を有する課長級以上の職
 - ・市の基本施策(企画、財政、人事、組織等に関するものに限る。)の決定等に携わる職

7 提出書類

- ① 堺市職員(公衆衛生医師)採用選考申込書
- ② 職務経歴書
- ③ 医師免許証の写し

※合否に関わらず、提出書類は返却しません。なお、応募に際して取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的への利用はいたしません。ただし、採用者の個人情報は人事情報として使用します。

8 お問い合わせ・提出先

〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

堺市 健康福祉局 健康部 健康医療政策課 (本館6階)

Tel 072-248-6004 (直通) 受付時間:午前9時~午後5時30分

Fax 072-228-7943

E-mail kenki@city.sakai.lg.jp